

# 認定 NPO 法人の寄附金控除

さわやか青少年センターは、東京都より「認定 NPO 法人」として認定されています。

認定NPO法人さわやか青少年センターにご寄附をいただいた場合、**寄附金控除等の税の優遇措置**を受けることができます。

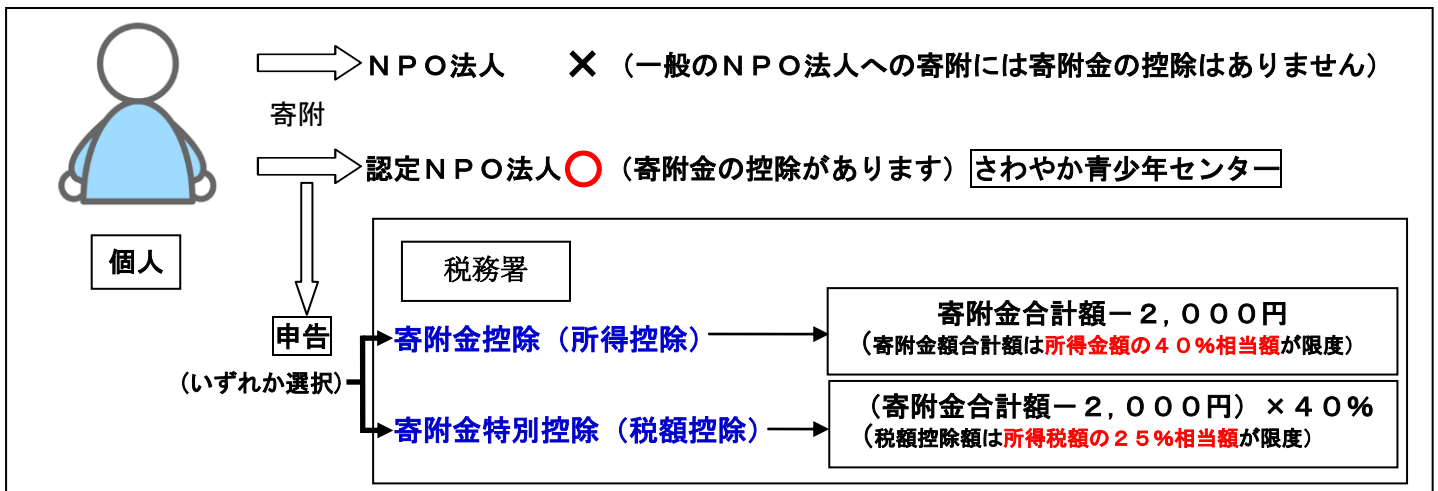
税制上の優遇措置を受けるためには**認定NPO法人さわやか青少年センター発行の領収書**が必要です。

確定申告の時に、**税務署に認定NPO法人さわやか青少年センターの領収書**をご提出ください。

## ◆個人としてのご寄附の場合

### ●個人所得税の寄附金控除について

個人が認定 NPO 法人に対する寄附金で、その年中に支出した寄附金の合計額が 2,000 円を超える場合には、確定申告の際に、**寄附金合計額から 2,000 円を控除した額を寄附金控除(所得控除)または寄附金特別控除(税額控除)のいずれかを選択して、総所得金額等から控除**できます。



### ●個人住民税(地方税)の寄附金控除について

都道府県または市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、**個人住民税(地方税)の計算において寄附金控除が適用**されます。

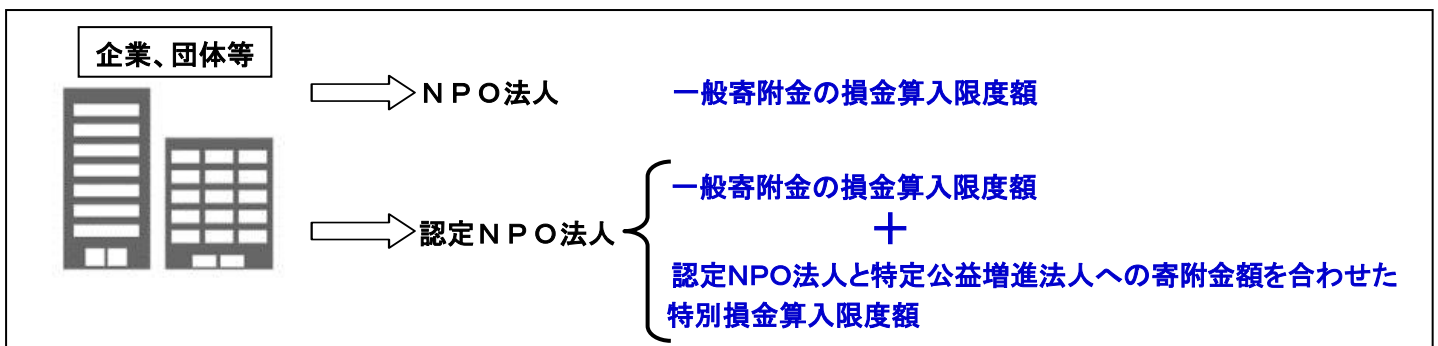
**〔(寄附金-2,000円) × 10%(※4%+6%) = 税額控除額〕** ※都道府県が指定した寄附金は4%  
※市区町村が指定した寄附金は6%

※東京都にお住まいの方は対象となりますので、**税務署にご相談、申告**をして下さい。

※他の道府県市区町村にお住まいの方は、お住まいの市区町村または道府県までお問い合わせください。

## ◆法人としてのご寄附の場合

認定 NPO 法人等に対する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に取り扱い、**一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合せて、特別損金算入限度額範囲内で損金算入が認められます**。なお、寄附金の額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合せて、**一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます**。



## ◆相続または遺贈により財産を取得した方が相続財産を認定 NPO 法人に寄附する場合

相続または遺贈により財産を取得した方が、その取得した財産を認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした方またはその親族等の相続税または贈与税が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附した財産の価格相続または遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象となりません。

※上記内容について、詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。

## ◆関連リンク

### ■(内閣府) 認定制度について

<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido>

### ■(国税庁) 寄附金を支払ったとき

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/11.pdf>

### ■(国税庁) 認定 NPO 法人制度の手引き

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/tebiki/01.htm>